信書便事業における個人情報保護に関するガイドラインの策定についての 基本的な考え方(案)

1. ガイドラインに盛り込むべき具体的事項について

(1) 基本原則

- ・個人情報保護法及び同法施行令(以下「個人情報保護法令」という。)において規定されている事項の具体的な解釈・運用等について規定する。
- ・その他、「個人情報の保護に関する基本方針」等において示されている措置 についても適宜規定する(プライバシーポリシー等の策定・公表、漏えいが 発生した場合の事実関係の公表等)。
- ・事業者にとって分かりやすいガイドラインとするため、用語や定義など、可能な限り、法令等の規定ぶりとの整合性を図る。

(2) 規律の対象となる情報

- ・個人情報保護法令に基づき、規律の対象は、規律する内容に応じて「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」とする。
 - (参考)全ガイドライン中、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」のほかは、電気通信事業のガイドラインのみが「個人情報」の概念で一律に規律。これは同ガイドラインが個人情報保護法制定前からそのような形で規律しており、保護水準を下げることは適当ではないとの政策判断によるもの。

(3) 小規模事業者の取扱い

- ・個人情報保護法令では規律の対象外とされている、保有する個人情報が 5,000 件以下の事業者(小規模事業者)についても、何らかのかたちで適用 対象とする。
- (参考) 政府におけるガイドライン全体(35本)のうち、小規模事業者を対象としているのは14、 努力義務を定めているのは17、対象外は4。

2. 信書便法に定める「信書の秘密」の保護との関係について

- ・「信書の秘密」の保護に関する措置との整合性を確保するため、電気通信事業 のガイドラインにおける「通信の秘密」に該当する個人情報の取扱いに関す る規定を参考にしつつ、所要の規定を設ける。
 - (参考) 電気通信事業のガイドラインでは、以下の規定を定めている。
 - ・ガイドラインの各規定と個人情報保護法令及び電気通信事業法第4条その他の関連規定の 適用関係を一般原則として明示。
 - ・個人情報保護法令の例外規定に該当する場合であっても、当該個人情報が「通信の秘密」 にも該当する場合には、通信当事者の同意なき利用や第三者提供は違法性阻却事由がない

限り許されないことを確認。

- ・「信書便管理規程」における顧客情報の取扱いに関する規定とガイドラインの 規定との整合性を図る。
 - (参考) 信書便管理規定では、取扱中の信書便物の秘密を保護するため、顧客情報の収集、顧客情報の利用・提供の範囲の制限、顧客情報の管理等について定めている。

3. 他のガイドラインとの整合性について

・信書便事業者の約 80%が貨物運送関係の事業を兼業し、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」が適用されている実態を踏まえ、信書便事業のガイドラインの適用対象や規律内容の検討に当たっては、同ガイドラインとの整合性に留意する。

(参考) 特定信書便事業者 214 者のうち、貨物運送事業と兼業している者は 172 者 (80.3%)。

4. 内閣府が取りまとめた分野別ガイドラインの体系における位置付け

- ・分野別ガイドラインは大別すると2つのパートに分かれる。
 - ① 特に適正な取扱いを確保すべき個別分野(医療、金融・信用、情報通信) [法6条適用分野]
 - ② その他の分野 [法8条適用分野]
- ・信書便分野については、総務省における所管事業分野の区分を踏まえ、上記 ①の法6条適用分野には含めず、単独で②の法8条適用分野に位置付ける。